

---

---

# 「教育」論評寸史

田中 萬年

教育に対する論議が盛んである。しかし、その「教育」の言葉に対して、議論している人はすべて同じような意味を持ち、同じ概念として論じられているのであろうか。国語辞典においても若干のニュアンスの違いがある。しかし、議論している人の主張を聞いていると、上の疑問を持つのは筆者のみであろうか。それは末節とはいわなくても、根幹からは程遠い「枝葉」の問題ではなからうか。

筆者が担当する一年生の講義、「生涯職業能力開発論」で1月に実施した「働く人の学習の理論的課題」に対する百字感想の中にきわめて重要な感想があった。その中から4名だけを紹介する。

① 学校教育を12年受けてきてよく言われることに受け身ではなくて考えろということがある。しかし、「教育を受ける権利」を忠実に実行すれば100%受け身となる。そう考えると矛盾していると考えてしまう。「考える人間」を育てたいと日本が思うなら今一度この制度について議論が必要なのではないか？

② “right to education” は普通に訳せば「教育の権利」であるが、それを「教育を受ける権利」としてやや捻じ曲げられているのにかかわらず私たちがこれに気がつけなかったのは、これまで教育は受ける、上から与えられる、と受けさせられてきたからだと思う。このような「教育は受ける」概念を除去できれば労働者教育の普及もうまく進むのではないかと思った。

(注) 上の英文は「日本国憲法」の英訳ではなく、「世界人権宣言」の原文である。(傍点原著者)

③ 結局は教育とEducationの概念の違いに行きつくとわかった。労働者教育という言葉からこんなに

も間違いが指摘できるなんて知らなかった。教育を受けるなど受動的なものとなっていたり、もう一度法律やEducationについて考えなおさなければならなと思った。

④ 今日の講義で、一つの言葉の重みについて十分認識できた。たった一つの言葉をまちがえると、その後の総てがつつまがなくなってしまう。日本の「教育」はその良い例であると感じた。しかし、根本的なことを変えるのはすごく難しいので日本の「教育」もずっとこのままになってしまうのだろうか。

最近議論されている問題は、上の感想に比べると明らかに本質論からそれているように聞こえる。我が校の一年生の方が「教育再生会議」の委員にふさわしいのではなからうか。

このような本質的な議論に対する問題は、ひとえに「教育」の言葉に有ることがわかる。「教育」の概念を棚上げしたままでは、教育改革ができるわけではないといえよう。

このように教育問題の本質は「教育」の言葉に有ることから出発しなければならないといえよう。それは「教育」の言葉を孟子が「得天下英才而教育之」として作ったことにある。これは戦国時代の国王が部下の教育を行い、国を治めるための行いだとしたことに始まる。したがって、中国では長年「教育」の言葉は使われなかった。今日、中国で使われている「教育」は、日清戦争後に、わが国から逆輸入されて広まったのである。

「教育」がこのような封建的な言葉であることをだれも問題にしない。この信奉は「教育」は“Education”

であるという誤解によってさらに補強されているのである。すでに本誌でも紹介したように“Education”は能力開発、職業能力開発なのである。

それでは、之までの知識人たちは上のことをだれも気づかなかったのか、といえそうではない。

まず第一に、福沢諭吉がいた。福沢は1889（明治22）年「学校は人に物を教うる所にあらず、ただその天資の発達を妨げずしてよくこれを発育するための具なり。教育の文字はなほだ穏当ならず、よろしくこれを発育と称すべきなり。かくの如く学校の本旨はいわゆる教育にあらずして、能力の発育にあり……。」と主張していた。福沢の主張は“Education”の「開発」概念を想起させる。

戦後となり、今日の「日本国憲法」の案となったマッカーサー草案を作成するときに、GHQが最も参考にしたといわれている憲法研究会の「憲法草案要綱」がある。その「憲法草案要綱」を起草したのが鈴木安蔵であった。鈴木は「教育の政治的中立性なるものは、もしも教育がいかなる政治的世界観、信条、知識などからも完全に中立に行われることを意味するならば、げんみつに言う、存在しえない。」という考え方により、その要綱に「教育」の文字を使っていなかった。つまり、「憲法草案要綱」に教育条項はなかったのである。鈴木は福沢のように新たな言葉こそ使用しなかったが、労働の権利と義務の条項によって、十分に学習が保障されるはずだと考えていたようである。つまり、古今東西の真理として、働くためには職業訓練が必要であり、職業訓練のためには基本的な基礎知識の学習が必要だからである。

やがて経済的には“一流国”になったころ、教育問題が喧しくなった。永六輔は「1997（平成9）年に「『教育』という言葉が良くないですね。……『教育』にかわる言葉をつくるべきです。……教育は、『上から下』という方向性しかもっていませんね。これでは何ともなりませんね。」と述べた。永の作家としての鋭い感性が「教育」の問題を見定めている。

このように、「教育」の言葉に対する根本的な論評は、わが国の文明開化を担った福沢諭吉に始まり、「日本国憲法」の原案に深くかかわった憲法研究者の

鈴木安蔵によって疑問が提起され、そして作家の永六輔によって問題提起されたのである。この間がおよそ50年の間隔が有ることも興味深い。しかしながら、この三者の重要な問題提起に対し、いつの時代も無視されてきたといえる。

紐解けば、明治の文部省と学校の創設は「学問」のためであった。これは寺子屋での「文学」＝「学文」＝「学問」を引き継いでいたといえ、その名称に利用したのであった。寺子屋においても読み・書き・算の後には、「往来物」によって職業に関して学習していたのである。その学問を「教育」に転換したのは、文部省の業務としては1875（明治8）年からであり、学校の内容としては1885（明治18）年からであった。これに対する批判が上の福沢の主張だったのである。

福沢諭吉、鈴木安蔵、永六輔による「教育」の言葉への論評を再検討することは、今日最も緊要な教育課題だといえよう。

その検討を我が大学の学生が行っていると嬉しく思うのである。①の意見に反論できる教育関係者はいるだろうか？ ②の感想は永氏の主張を理論的に述べているといえよう。③の意見は職業訓練関係者にとっても耳の痛い批判である。そして④の意見は今日の教育論議が何も変わらないだろうと悲観的な感想となっている。

④の意見が実証されないように、日本の教育改革を実行すべきことがわれわれに迫られているといえよう。そのテコとしては「職業」概念が重要であることは論を待たない。フランスの「教育基本法」（1989年成立）が教育の目的を「人格を発達させ、初期教育および継続教育の水準を高め、社会生活および職業生活に参加し、市民としての権利を行使することを可能にするために、1人ひとりに保障される。」としていることが参考になる。

立場を変えれば、職業訓練、職業能力開発の社会的地位づけを考えるときには、このような根源的な教育問題を考えなければならないといえよう。

これらの論については、拙著「働くための学習－目的を忘れた戦後教育－」、学文社（近刊）をご参照いただければ幸いである。